

返戻金制度について

◇返戻金制度に関する事項

採用決定者が入社後 3 ヶ月以内に、自己都合による退職又は採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を採用企業へ返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

但し、下記に該当する場合はこの限りではない。

尚、病気による退職は自己都合による退職とし、返金対象とする。

- (1) 採用決定者の死亡など不測の事態による場合
- (2) 採用企業の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なっている場合
- (3) 採用企業の生産計画の変更等に起因する場合